

平成30年分の贈与税の申告状況

国税庁より平成30年分の贈与税の申告状況について報道発表がありました。贈与税の申告書を提出した人員は49万4千人で、前年分から2.5%減少しました。そのうち、申告納税額のあるものは36万人で前年分から2.5%減少し、申告納税額は2,788億円で前年分から34.2%増加しました。贈与金額の大きい事案が多かったため、申告者数、納税者数は減少した一方で、申告納税額は4年ぶりに増加する結果となりました。

1. 暦年課税及び相続時精算課税の申告状況

申告書を提出した人員のうち、暦年課税を適用した申告人員は45万1千人（そのうち、特例税率（注）適用者は22万7千人）で、前年分から2.0%減となっています。なお、申告納税額は2,504億円で、前年分から43.3%増となっています。

（注）特例税率とは、直系尊属（祖父母や父母など）から、その年の1月1日において20歳以上の者（子・孫など）への贈与税の計算に使用する税率をいいます。

また、相続時精算課税を適用した申告人員は4万2千人で、前年分から4.7%減少し、申告納税額は284億円で前年分から14.1%減少しています。

	平成29年分				平成30年分				平成30年分/平成29年分			
	申告人員	納税人員	申告納税額	1人当たり	申告人員	納税人員	申告納税額	1人当たり	申告人員	納税人員	申告納税額	1人当たり
合計	千人	千人	億円	万円	千人	千人	億円	万円	%	%	%	%
	507	369	2077	56	494	360	2788	77	△25	△25	+34.2	+37.7
暦年課税	462	366	1,747	48	451	357	2,504	70	△2.3	△2.4	+43.3	+46.9
相続時精算課税	45	4	331	866	42	3	284	855	△4.7	△12.9	△14.1	△1.3

（注1）両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。

（注2）相続時精算課税に係る人員には、暦年課税との併用者を含んでいます。

2. 住宅取得等資金の非課税の申告状況

住宅取得等資金の非課税を適用した申告人員は5万8千人で前年分から0.3%減、住宅取得等資金の金額は4,818億円で、前年分から3.2%減、住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額は4,467億円で、前年分より2.2%減となっています。

	平成29年分			平成30年分			平成30年分/平成29年分		
	申告人員	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受けた金額	申告人員	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受けた金額	申告人員	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受けた金額
	千人	億円	億円	千人	億円	億円	%	%	%
	58	4,979	4,566	58	4,818	4,467	△0.3	△3.2	△2.2
1人当たり		858万円	787万円	1人当たり	830万円	770万円		△3.3	△2.2

（注）両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。

【相続時精算課税の利用は慎重に！】

相続税の節税を目的として相続時精算課税を利用する場合は、将来価値が上昇する可能性のある財産や将来にわたり収益を生み出す財産を贈与財産として選択することが望まれます。しかし、最新の税務統計（平成29年分）によると、相続時精算課税適用財産合計額のうち現金及び預貯金等が約26%を占めています。現金及び預貯金等を贈与しても額面金額が相続財産に加算されてしまい、その効果は期待できません。また、この制度を一度選択するとその贈与者との間で暦年課税に戻ることができないこともあり、利用に際しては慎重に検討が必要です。